

「社内における感染予防対策」

有限会社はまぎ

はじめに

未だに世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。国内では、新型コロナウイルス感染拡大防止をさらに強めることが求められ、更に社会経済活動の継続を図ることが求められている現状です。

顧客の求めるサービスの提供維持、さらなる向上を図るためにも、政府の提示する資料を基にはまぎ独自に「社内感染予防対策ガイドライン」を作成した次第です。本内容を参考として、さらなる感染予防対策にご注意頂けましたら幸いに存じます。

1. 社内予防対策

・マスクの強制

社員全員にマスクの着用を強制。会社としてもマスクの予備を確保。

・社内入口に非接触体温計の導入

出社後体温を計測。37.5℃ある社員は出勤停止。

・アルコール度数 75%以上の消毒液の設置

手指消毒、靴裏除菌、受話器、マウス、キーボード、電気スイッチ、ドアノブ、エレベーターボタン等除菌徹底

・うがい薬の設置

手洗いに加えうがい薬でのうがいを徹底。

・換気アラームの設定

1時間ごとにアラームが鳴るよう設定し、15分の換気を行う。

・扇風機の設置

社内に7台の扇風機を設置し風のとおりを確保。

・休憩時の密を避ける

休憩時は一人ずつとり、休憩後は使用した机、椅子を除菌。

・ペーパータオルの導入

使い捨てペーパータオルを社内に数か所設置。共有タオルでの使用を避ける。
使用後は直ちにゴミ箱へ捨てその日のうちに所定のゴミ捨て場に出す。

2.店頭販売、外部関係者への対応

- ・東京都の定める”感染防止徹底宣言ステッカー“の掲示
- ・来店いただいたお客様に対して検温、手指消毒、靴裏除菌のお願い
- ・店内でのマスク着用をお願い
- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされる国・地域等の渡航履歴がある方、あるいは当渡航者との濃厚接触がある方の入店自粛
- ・過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある方の入店自粛
- ・家族や同居人、身近な知人に新型コロナウイルス感染の疑いがある方の入店自粛
- ・飛沫感染予防のパーティションの設置
- ・金銭授受は必ずトレイを介して行う
- ・顧客ごとに接触した可能性がある場所を除菌
- ・社内に外部関係者を入室させない
- ・各宅配業者には入り口での手指消毒、靴裏除菌、マスク着用をお願いをし、荷物の受け渡しは入口にて済ませる
- ・外部関係者との打ち合わせ、会議等はオンライン、リモートにて行う

3.緊急時の対応について

- ・社員の発熱・体調不良などの疑いがある場合は出勤停止とする。
- ・コロナウイルスへの感染が判明した場合または疑いがある場合は、他のスタッフ及び顧客、外部関係者との接触を把握するとともに保健所へ連絡、指示を仰ぎ従う。
- ・社員の家族及び同居人の感染が判明した場合
該当スタッフを出勤停止、保健所の指示に従い、自宅待機等行う。
- ・緊急時でも適切かつ迅速な対応が出来るよう地域保健所などの最新の対応等を周知しておく。

<参考>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html